

岡山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、医療機関が行う「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象)

第2条 地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす岡山県内の医療機関であって第3条の交付要件を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

ア 2次救急又は3次救急に対応し、救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間（前年1月から12月まで。以下本条において同じ。）で1000件以上2000件未満である医療機関

イ アの搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

① 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

※2次救急又は3次救急に対応し、かつ救急車受け入れ等が1000件未満ではあるが、夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関

② 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

※同一医療圏内で、他に2次救急又は3次救急に対応可能な医療機関が存在しないことや、地域の中核的医療機関であると知事が認める医療機関が時間外労働規制により必要な対応ができなくなることにより、地域住民の医療へのアクセスに相当の時間がかかることなどの理由がある医療機関

ウ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

① 周産期医療、小児救急医療又は精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

※周産期医療については、急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター

又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関

※小児救急医療については、大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院

※精神科救急については「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件数（月平均1件）以上行っている精神科医療機関（この場合は精神科病床数を対象として交付）

- ② 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

※脳卒中については、超急性期脳卒中加算の算定が、25件/年程度以上の医療機関

※心筋梗塞等の心血管疾患については、急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年程度以上の医療機関

※高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関又は児童精神科を行う病院（この場合は精神科病床数を対象として交付）等

- エ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」の医療機関

- オ その他知事が必要と認める医療機関

※医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、第3条(3)に定める医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

(3) 対象経費

上記(2)の実施に必要な経費とする。ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合は、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないものとし、その加算対象とならない範囲に限って本事業の対象とすることができる。

また、複数年度にわたって実施する取組に係る経費については、会議や研修に係る経費を除き、原則として実施初年度に発生する経費のみを対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が次の各号のいずれか

に該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付要件）

第3条 次の（1）～（4）のいずれをも満たすこと。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用している、若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。
ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。
※派遣受入医療機関においては、様式第2－3号「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」の（1）イ（オ）に派遣元となる医療機関名を記載すること。
- (3) 令和6年までに達成すべき時間外・休日労働時間の水準となるよう、積極的に取組を進めること。

（達成すべき時間外・休日労働時間の水準）

地域医療確保暫定特例水準（「B水準」、「連携B水準」）の指定を予定している医療機関（各水準に求められる条件を満たす医療機関に限る。）	各水準の対象となる業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
上記以外の医療機関	年の時間外・休日労働時間が960時間以下

具体的には、次の事項に留意し、当該保健医療機関内に他職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を速やかに作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際のほか、適宜必要に応じて開催すること。

ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組

内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

イ 計画の作成に当たっては、次に掲げる項目を検討した上で、必要な事項を記載すること。

① 医師と医療関係職種又は医療関係職種と事務職員などの間における役割分担の具体的内容

(初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など)

② 勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施

③ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)

④ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

⑤ 当直翌日の業務内容に対する配慮

⑥ 交替勤務制・複数主治医制の実施

⑦ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付額の算出方法等)

第4条 知事は、補助金交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助額は以下のとおり算定する。

(1) 算定方法

当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。第2条(1)ウにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助基準額とする。

補助額は、第2条(3)の対象経費に対し、次の補助率を乗じて得た額と比較して少ない方の額から補助対象事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とする。

(補助率)

資産の形成につながる費用*	2/3以内
その他の費用	10/10以内

※資産の形成につながる費用の例

- ・施設、設備、機械装置の新增設又は改修のための費用
- ・物品調達のための費用(10万円未満で購入し、短期間で消耗するものを除く。)
- ・機械装置、システム等のリース費用(契約期間後に所有権を取得するもの。)

(2) 端数処理

(1) により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- ① 事業計画書（様式第2-1号）
- ② 事業概要書（様式第2-2号）
- ③ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（様式第2-3号）
- ④ 経費所要額調書（様式第3号）
- ⑤ 経費所要額明細書（様式第4号）
- ⑥ 収支予算（見込）書抄本（様式第5号）
- ⑦ 県税完納証明書（「県徴収金等の滞納がないこと」の証明書。補助金交付申請書到達日前3ヶ月以内のもの。）の写し
- ⑧ その他、知事が別に定めるもの

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) この補助金の交付決定後、知事が別に定める期日までに「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）の補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

- ① 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- ② 証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(3) 補助事業を行うために締結する施設整備又は設備整備に係る契約については、医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針（平成21年10月19日施第633号）、又は医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針（平成22年4月1日医推第100号）に定める手続によらなければならない。

- (4) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国若しくは県の負担若しくは補助を受けてはならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の実施状況について、必要な報告を行うものとする。
- (8) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 取得財産等については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 取得財産等で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のもの場合は30万円以上）の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (11) 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 補助事業者が、知事の承認を受けて、転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取り壊し又は廃棄等の財産の処分を行うにあたっては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（大臣官房会計課長発平成20年4月17日付け会発第0417001号）別添第4の2に規定により算出した財産処分納付金額を、県に納付させることがある。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して15日を経過する日までとする。

(変更承認申請等)

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等を行おうとする場合には、補助金交付申請書の添付書類に準じる書類を付して、変更(中止、廃止)承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第10条の規定による軽易な変更については次のとおりとする。

(1) 20%を越えない対象経費又は補助金の減額を行う場合

(2) 補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合(施設整備に係る補助においては、建物の設置場所、規模、構造又は用途等、機能を著しく変更しない軽微な変更を含む。)

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内(第8条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ① 事業成果概要書(様式第11号)
- ② 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制(様式第12号)
- ③ 精算額内訳書(様式第13号)
- ④ 精算額明細書(様式第14号)
- ⑤ 収支決算(見込)書抄本(様式第15号)

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により確定通知を受けた補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。